

# 高知くらしの護身術

30

## ミシンの訪問販売

### 折り込みチラシ糸口に

(2006年10月25日掲載原稿)

『チラシで安いミシンを見て問い合わせたのに、高額なミシンを勧められ契約・・・』  
日々、テレビCM、新聞広告、折り込みチラシなど私たちの周りには広告という情報があふれていますね。

今回は折り込みチラシで申し込んだミシンについてです。

数日前の折り込みチラシにある9,800円のミシンを見て電話で問い合わせたら、お伺いしますと行って自宅にくることになりました。

営業担当者が自宅に来たので説明を聞くと「チラシに載っている安いミシンは機能も少なく、故障も多い。使いにくいですよ。」と言いきるでこんな安物を買うなといわんばかりで、代わりに30万もするミシンを出してきて、刺繍やいろいろな機能を使って見せて「コンピューター内蔵で操作も簡単」と勧められ、欲しくなってローンで支払うことにして契約したがよく考えると高額なので解約したいという事例。

契約する意思があって自分から来て欲しいと要請した場合は、自宅で契約してもクーリングオフ出来ないことになっていますが、この場合は、9,800円のミシンのことを問い合わせたのに、訪問してきて不意打ち的に30万円の高額なミシンを勧誘されているので訪問販売と考えられます。

訪問販売であれば契約書面を受けとった日を含め8日以内であれば書面でクーリングオフ出来ます。初めは買うつもりがなかった高額な商品を買うときには、即断せず良く検討するようにしてください。